

# 令和元年度革新的事業活動実行計画重点施策に関する報告書案

## 一. 本報告書について

平成 24 年 12 月に内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣から成る「日本経済再生本部」を閣議決定により設置し、同本部の下、平成 25 年 1 月に「産業競争力会議」の開催を決定、平成 28 年 9 月に産業競争力会議及び未来投資に向けた官民対話を発展的に統合した「未来投資会議」の開催を決定し、

これまで、

- ・平成 25 年 6 月に「日本再興戦略」を閣議決定、
- ・平成 26 年 1 月に「産業競争力の強化に関する実行計画」を閣議決定、
- ・平成 26 年 6 月に「『日本再興戦略』改訂 2014」を閣議決定、
- ・平成 27 年 2 月に「平成 26 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 27 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2015 年版）」を閣議決定、
- ・平成 27 年 6 月に「『日本再興戦略』改訂 2015」を閣議決定、
- ・平成 28 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2016 年版）」を閣議決定、
- ・平成 28 年 2 月に「平成 27 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 28 年 6 月に「日本再興戦略 2016」を閣議決定、
- ・平成 29 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2017 年版）」を閣議決定、
- ・平成 29 年 2 月に「平成 28 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 29 年 6 月に「未来投資戦略 2017」を閣議決定、
- ・平成 29 年 12 月に「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定、
- ・平成 30 年 6 月に「未来投資戦略 2018」及び「革新的事業活動に関する実行計画」を閣議決定
- ・令和元年 6 月に「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（以下「実行計画」という。）を閣議決定、「平成 30 年度革新的事業活動実行計画重点施策に関する報告書」を閣議決定及び国会提出

している。

本報告書では、実行計画に定められた革新的事業活動関連施策（以下「重点施策」という。）について、施策の内容や、進捗及び実施の状況等をまとめている。

生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）第 6 条第 9 項により、重点施策

の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関して、各年度ごとに、報告書を作成し、これを国会に提出することとされており、本報告書は当該規定に基づき令和元年度について作成するものである。

## 二. 重点施策の進捗・実施の状況及び効果

### I. Society5.0 の実現

#### 1. デジタル市場のルール整備

##### ①KPI の主な進捗状況<sup>1</sup>

《KPI》「業種・事業者を横断するデータ共有を行う事例を 2020 年度までに 30 事業創出する。」【2】

⇒32 事例（2020 年 2 月）

##### ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣 <sup>2</sup>
内閣官房にデジタル市場の競争状況の評価等を行う専門組織を設置	<p>・省庁横断的に多様かつ高度な知見を有する専門家で構成される、国内外のデータ・デジタル市場に関する専門組織（「デジタル市場競争本部」（仮称））を早期に創設する。同組織には、データポータビリティや API 開放をはじめとするデータ利活用に係る多岐の課題への対応を通じたイノベーション促進のための権限とともに、グローバルなデジタル・プラットフォーム企業がせめぎあうデジタル市場を俯瞰<sup>ふかん</sup>・評価し、競争・イノベーションを促進する観点から、私的独占の禁止及び構成取引の確保に関する法律（昭</p>	<p>・「デジタル市場競争本部の設置について」（令和元年 9 月 27 日閣議決定）により、デジタル市場における競争やイノベーションを促進するため、競争政策の迅速かつ効果的な実施を目的として、デジタル市場の評価並びに競争政策の企画及び立案並びに国内外の関係機関との総合調整を担うデジタル市場競争本部を設置。また、同日、同本部決定により、デジタル市場競争会議を設置し、デジタル市</p>	内閣総理大臣（経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、総務大臣、経済産業大臣

<sup>1</sup> KPI の末尾に括弧書きしている番号は、別添の「KPI の進捗状況について」における整理 No. を参考までに付しているもの。

<sup>2</sup> 生産性向上特別措置法第 6 条第 2 項、第 3 から第 5 号、それぞれのハにおいて、実行計画における「担当大臣」とは内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）にいう主任の大臣をいうこととされているため、内閣官房及び内閣府に係る事務については、担当大臣として主任の大臣である内閣総理大臣を記載しているが、生産性向上特別措置法に基づき、重点施策の進捗及び実施の効果に対する評価等を行う際の事務の参考とするため、括弧内に、本実行計画の策定時点で当該施策項目に関し内閣総理大臣を補佐している国務大臣を記載している。

	<p>和 22 年法律第 54 号。以下、「独占禁止法」という。) などの関係法令に基づく調査結果等の報告を聴取する権限、デジタル市場に関する基本方針の企画・総合調整の権限、各国の競争当局との協力・連携の権限を付与する。</p> <p>デジタル市場競争本部（仮称）は、IT 総合戦略本部、サイバーセキュリティ戦略本部や各省庁との密接な連携の下、データ駆動社会における戦略的枠組みを構築していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、内閣官房の下、サービス視点の業務改革を意識した政府情報システムの年間を通じたプロジェクト管理や政府のデジタルインフラに係る予算の一括要求・一括計上を順次開始する。</li> </ul>	<p>場に関する重要事項の調査審議等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2019 年 8 月、政府重点プロジェクトとして「第二期政府共通プラットフォームの構築・活用推進と政府におけるクラウドサービスの利用検討」を指定し、政府 CIO 直轄で重点的な管理を実施中。また、一括要求・一括計上については、2020 年度概算要求において 34 システムの整備・運用に必要な経費を内閣官房が一括して要求し、約 674 億円を計上した。</li> </ul>	<p>内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、総務大臣、財務大臣</p>
<p>デジタル・プラットフォーム企業と利用者間の取引の透明性・公正性の確保のためのルール整</p>	<p>（企業結合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>データの価値評価を含めた企業結合審査のためのガイドライン and/or 法制整備を図る。その際、イノベーションを阻害することのないよう留意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019 年 12 月 17 日のデジタル市場競争会議におけるデータの価値評価も含めた独占禁止法のルール整備に係る取りまとめを踏まえ、公</li> </ul>	<p>内閣総理大臣（公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）</p>

<p>備</p>	<p>(取引慣行等の透明性・公正性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル市場に特有に生じる取引慣行等の透明性及び公正性確保のための法制並びにガイドラインの整備を図る。このため、2020年の通常国会に法案(「デジタル・プラットフォーム取引透明化法」(仮称))の提出を図る。</li> </ul>	<p>正取引委員会は、同日、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」及び「企業結合審査の手續に関する対応方針」を改定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2019年12月17日、デジタル市場競争会議において、①デジタル・プラットフォーム取引透明化法案(当時仮称)の方向性、②個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下、「個人情報保護法」という。)の見直しの方向性、③データの価値評価も含めた独占禁止法のルール整備(公正取引委員会による企業結合ガイドライン等の改定)、④個人情報等の取得・利用に係るデジタル・プラットフォーム事業者による消費者に対する優越的地位の濫用への対応(公正取引委員会による消費者優越ガイドラインの策定)、及び⑤デジタル広告市場の競争状況の評価の論点について取りまとめた。</li> </ul> <p>また、2020年1月28日、デジタル市場競争会議において、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性</p>	<p>内閣総理大臣(公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣)、総務大臣、経済産業大臣</p>
----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------

		の向上に関する法律案の概要を取りまとめ、同法案を第 201 回国会に提出した。	
個人情報保護法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護法について、個人が自らのデータの利用の停止を企業等に対し求めることができる仕組みの導入を含む個人情報の望ましくない利用の防止措置や国内外企業への内外無差別の適用策を講ずる一方、活用が必ずしも進んでいない匿名加工情報について、より利活用が進む仕組みへと見直すこと等を検討し、2020年の通常国会に改正法案の提出を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年12月に公表した「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」及び同大綱に係る意見募集の結果等を踏まえ、自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から必要となる措置を盛り込んだ個人情報保護法等の改正法案<sup>3</sup>を第201回国会に提出した。</li> </ul>	内閣総理大臣(個人情報保護委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣)
データの移転・開放の促進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融分野、医療分野、といった具体的分野ごとにデータポータビリティ・API開放について具体的制度設計の検討を行う。また、レガシー規制などについて、デジタル市場に即したルールの整備を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年12月17日、デジタル市場競争会議において、個別分野として市場評価を行っているデジタル広告分野に関し「今後検討すべき論点」の整理を行った。その中で、集積されたデータへのアクセスに関連する課題も取り上げており、2020年春の中間整理に向け、引き続き検討を進める。</li> <li>2020年1月28日、デジタル市場競争会議において取りまとめられ</li> </ul>	内閣総理大臣(公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(規制改革))、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

<sup>3</sup> 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案

		<p>た特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案の概要において、商品等の取引データへのアクセス等に関する情報の開示も規律として盛り込まれた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融分野については、産官協議会「FinTech／キャッシュレス化」第1回（2019年10月18日開催）及び第2回（2020年2月27日開催）において、FinTechの実用化等イノベーションの推進の観点から、オープンAPIについて、銀行と電子決済等代行業者との間の接続状況・接続条件等の検討を行った。</li> <li>・医療分野については、2019年11月、PHRにおける健診情報等の取扱いについて、データ形式の標準化・API公開等による効率的な情報連携や民間事業者に必要なルールの在り方等、検討を行う上で踏まえるべき留意事項を取りまとめた。さらに、当該留意事項を踏まえつつ、保健医療情報を本人が電子的に把握する仕組みや全国の医療機関等で確認できる仕組</li> </ul>	
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

		<p>みの推進に向け、健康・医療・介護情報の利活用について一体的に検討しており、具体的な制度整備に向けた工程表を 2020 年夏を目途に策定する予定。</p>	
<p>DFFT の実現に向けた国際的な議論と WTO におけるデータ流通ルールの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す必要がある。そのため、「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト (DFFT)」のコンセプトの下、G20 などの機会を活用しつつ、日本が主導権を持って国際的な議論をリードしていく。</li> <li>・データの自由な流通を含む、WTO における電子商取引に関するルール交渉について、可能な限り多くの加盟国とともにハイレベルなルール形成に向け、国際的な合意形成を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019 年 6 月、G20 大阪サミットにおいて、プライバシーやセキュリティなどに関する消費者や企業の「信頼」を確保することによって自由なデータ流通を促進する「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト (DFFT)」のコンセプトに合意し、「G20 大阪首脳宣言」を発出。また、同サミットの機会に 27 か国の首脳がデジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際ルール作りを進めていくプロセスである「大阪トラック」を立ち上げる「デジタル経済に関する大阪宣言」を発出した。</li> <li>・「大阪トラック」の下、DFFT の考えに基づき、データ流通、電子商取引から、デジタル経済の基礎をなす各国の規制やガバナンスに至る多様なルール作りを、産業界も交え、様々な国際場裏において推</li> </ul>	<p>内閣総理大臣 (情報通信技術 (IT) 政策担当大臣、個人情報保護委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣)、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣</p> <p>内閣総理大臣 (情報通信技術 (IT) 政策担当大臣、個人情報保護委員会に関する事務を担当する内閣府特命</p>

		<p>進。特に、WTO 電子商取引交渉については、2019年夏以降5回の交渉会合を開催し、データの自由な流通を含む具体的なルール形成に向け、議論を実施した。また、WTO パブリック・フォーラム、OECD 貿易に関するグローバル・フォーラム等において、WTOでのルール作りの重要性、官民によるデジタル政策討議の必要性等について発信した。</p>	<p>担当大臣)、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣</p>
<p>5G 整備やG空間社会実現に向けて</p>	<p>・ Society5.0の実現に向けて、2020年度末までに全都道府県で5Gサービスを開始するとともに、セキュリティの確保に留意しつつ、通信事業者等による5G基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を実施し、2024年度までの5G整備計画を加速する。その際、地方創生の実現に向け、自らの地域課題を解決する具体的な取組を有する先駆的な地方公共団体を優先して支援する。</p>	<p>・5G サービス等の普及展開に向け、ICT インフラの整備支援策と 5G 利活用促進策の一体的な推進等を図るため、2019年6月に「ICT インフラ地域展開マスタープラン」を策定。これに基づき、5G 基地局や同基地局向けの光ファイバ等の整備支援を推進するとともに、ローカル 5G 等を活用して自らの地域課題を解決する具体的な取組を有する先駆的な地方公共団体や地域の企業等による地域課題解決モデルの構築を支援する取組を 2020 年度から行う予定。なお、5G サービスは、2020年春から</p>	<p>総務大臣</p>

		一部地域において開始された。	
デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル技術の急激な発達の中で、安全安心の確保の在り方も変化しており、規制の枠組みが追いついていないという指摘がある。規制改革推進会議と連携して、業種横断的に規制改革を進めていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モビリティ、フィンテック／金融、建築の3分野を中心に、中長期的な観点から2020年度早期に実証事業を開始し、未来投資会議の下に新たな構造改革徹底推進会合（「デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化」会合第1回（2020年2月14日開催））を設け、将来の規制の在り方に係る問題点や課題の洗い出しに着手した。</li> </ul>	内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革））、経済産業大臣

## 2. フィンテック／金融分野

### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年 6 月までに、80 行程度以上の銀行におけるオープン API の導入を目指す。」【10】

⇒2020 年 3 月時点において、全邦銀（外国銀行支店を除く）136 行のうち、129 行がオープン API の導入を表明。129 行中 124 行が 2020 年 6 月までの導入を表明。

《KPI》「2025 年 6 月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4 割程度とすることを旨とする。」【11】

⇒2019 年：26.8%

※分子は 2019 年のクレジットカード、デビットカード、電子マネー及び QR コードによる決済額の合計。分母は 2019 年の民間最終消費支出（名目値、2 次速報値）。

### ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
機能別・横断的な法制の実現	<p>(決済分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化を図る。これにより、これまでの銀行送金や従来型の比較的高額なクレジットカード決済とともに、①プリペイド（前払い）・ポストペイ（後払い）を組み合わせたシームレスな支払いや、②銀行業と現行の資金移動業の間に新たな類型を設け、銀行送金以外でも幅広い金額の送金を可能とし、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じた、柔軟で利便性の高いキャッシュレスペイメント手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金移動業について、現行の送金上限額（百万円）を超える高額送金を取扱可能な類型を創設するなどの内容を盛り込んだ金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案を第 201 回国会に提出。</li> <li>少額の分割後払いサービスを提供する事業者の登録制度の創設や、与信審査における性能規定の導入などの内容を盛り込んだ割賦販売法の一部を改正する法</li> </ul>	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣

	<p>段を実現する。その際、例えば、割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する。これらについては、2020年の通常国会に必要な法案の提出を図る。</p> <p>(横断的な法制)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「決済」、「資金供与」、「資産運用」、「リスク移転」といった各機能に対応するサービスについて横断的に提供することを可能とする横断的な金融サービス仲介法制の実現に向けた検討を進める。これにより、スマートフォン等を活用した、個々の利用者のニーズに即した利便性の高いワンストップのチャネルの提供を可能とし、利用者が自らニーズに合った金融サービスの選択をより容易とするとともに、金融サービスの質をめぐる競争の促進を図る。これについては、本年中を目途に基本的な考え方を取りまとめる。</li> </ul>	<p>律案を第 201 回国会に提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 つの登録を受けることにより、銀行・証券・保険全ての分野のサービスの仲介を行うことができる金融サービス仲介業を創設するなどの内容を盛り込んだ金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案を第 201 回国会に提出。</li> </ul>	<p>内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(金融))</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------

### 3. モビリティ

#### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年目途に、公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスが開始」【13】

⇒2019年からサービスを開始した。

《KPI》「2030年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国100か所以上で展開」【14】

#### ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
自家用有償旅客運送	<p>(交通事業者が協力する自家用有償旅客運送制度の創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通事業者(タクシー事業者等)が自らのノウハウを通じて自家用有償旅客運送に協力する、具体的には、交通事業者が委託を受ける、交通事業者が実施主体に参画する場合の法制を整備する。この場合、事業者が参画する前提のため、地域における合意形成手続を容易化する。これにより、安全・安心な輸送サービスの提供を促進するとともに、実施主体の負担を軽減する。必要な法案について、2020年の通常国会に提出を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の地域公共交通の在り方について、「交通政策審議会地域公共交通部会」において検討を行い、2019年1月29日に取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、交通事業者(タクシー事業者等)が自らのノウハウを通じて自家用有償旅客運送に協力する、具体的には交通事業者が委託を受ける等により運行管理等を担う制度の整備等を内容とする道路運送法(昭和26年法律第183号)を含む関係法律の改正案<sup>4</sup>を取りまとめ、第201回国会に</li> </ul>	国土交通大臣

<sup>4</sup> 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案

	<p>(観光ニーズへの対応のための輸送対象の明確化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インバウンド誘致は、地域活性化において欠かすことができない重要な観点である。自家用有償旅客運送においても、観光ニーズに対応することが必要である。このため、バス、タクシーと同様、観光客にも対応するため、地域住民だけでなく来訪者も対象とすることを法律において明確化する。</li> </ul> <p>(交通空白地の明確化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状では、自家用有償旅客運送の対象地域の考え方は様々である。このため、地方公共団体が、制度導入を検討する際の基準となる考え方を具体化する必要がある。生活実態を踏まえて、地域における合意形成を容易化するため、既存の導入事例を調査・分析し、一定の目安を示し、判断の枠組みについてガイドラインを策定する。</li> </ul>	<p>提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の地域公共交通の在り方について、「交通政策審議会地域公共交通部会」において検討を行い、2020年1月29日に取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、自家用有償旅客運送において観光客にも対応するため、地域住民だけでなく来訪者も対象とすること等を内容とする道路運送法を含む関係法令の改正案<sup>5</sup>を取りまとめ、第201回国会に提出した。</li> <li>・自家用有償旅客運送を導入している地域の交通環境を調査・分析し、制度導入を検討する際の基準となる考え方等を示すガイドラインを交通事業者（タクシー事業者等）が自らのノウハウを通じて自家用有償旅客運送に協力する、具体的には交通事業者が委託を受ける等により運行管理等を担う制度の整備等を内容とする道路運送法を含</li> </ul>	
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<sup>5</sup> 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案

	<p>(広域的な取組の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通網形成計画（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下、「地域公共交通活性化再生法」という。）に基づき、都道府県や市町村が単独又は複数で作成）に自家用有償旅客運送の導入を位置付けた場合は、手続を簡素化する。</li> </ul>	<p>む関係法令の改正法<sup>6</sup>の施行に向けて整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の地域公共交通の在り方について、「交通政策審議会地域公共交通部会」において検討を行い、2020 年 1 月 29 日に取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送等）を位置付け、地域の移動ニーズにきめ細かく対応するべく、マスタープランとしての地域公共交通計画の地方公共団体による作成を努力義務とすること等を内容とする地域公共交通活性化再生法を含む関係法令の改正案<sup>7</sup>が取りまとめられ第 201 回国会に提出された。</li> </ul> <p>これを踏まえ、地域公共交通計画に自家用有償旅客運送の導入を位置付けた場合は手続を簡素化することについて定める省令改正を</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<sup>6</sup> 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案

<sup>7</sup> 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案

		同法の施行に併せて施行予定。	
タクシーの相乗り導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシーの相乗りの導入は、利用客にとっては低廉な料金で利用可能であり、同時に、タクシー事業者にとっては生産性向上につながる。限られた交通機関で可能な限り多くの人が低廉に移動することを可能とするため、タクシーの相乗りについて、地域や要件の限定はかけずに一般的に導入を行う。具体的には、道路運送法上の通達等の整備を2019年度に図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシーの相乗りについて、2020年3月に道路運送法上のルール案を作成し、公表した。</li> </ul>	国土交通大臣
Mobility As A Service (MaaS) の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の交通手段や行先での宿泊・サービスの予約などをスマートフォンで一括して手配し、キャッシュレスで、無駄な待ち時間なく、スムーズに移動できる便利なサービス（いわゆる MaaS : Mobility as a Service）が世界的な流れとなっている。我が国においても、住民のみならず、観光客の潜在需要を掘り起こし、地域交通の再生に貢献することが期待されている。こうしたサービスについて、様々な好事例を創り出していくとともに、地域の様々な事業者・地方公共団体が展開しようとする取組を支援し、全国に拡大する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業省と国土交通省では、MaaSをはじめとする新たなモビリティサービスの社会実装を通じた移動課題の解決及び地域の活性化に挑戦する地域や企業を応援する「スマートモビリティチャレンジ」を推進し、2019年6月に先駆的な取組を行う28（新モビリティサービス推進事業:19地域、パイロット地域分析事業:13地域）の支援対象地域を選定し、実証実験への支援等を行った。</li> <li>・地域での新たなモビリティサービスの取組を後押しするため、地域ごとのシンポジウムを全国各地で開催した。</li> </ul>	内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、経済産業大臣、国土交通大臣

		<ul style="list-style-type: none"> <li>•MaaSに参加する事業者等が策定する新モビリティサービス事業計画の認定制度等を創設するための地域公共交通活性化再生法等の改正法案<sup>8</sup>を、第201回国会に提出した。</li> <li>•「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン ver. 1.0」(2020年3月)を策定した。</li> </ul>	
ドローンの有人地帯での目視外飛行	<ul style="list-style-type: none"> <li>•飛行禁止区域を除き、飛行ルートの安全性確保を前提として、有人地帯での目視外飛行の目標時期を2022年度目途とし、それに向けて、本年度中に制度設計の基本方針を決定するなど、具体的な工程を示す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•2020年3月31日の第13回小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会において、制度設計の基本方針を決定した。</li> </ul> <p>これに先行して、速やかに対応すべきものとされた所有者等の把握のための登録制度については、当該制度の創設等を講ずる航空法(昭和27年法律第231号)等の改正法案<sup>9</sup>を第201回国会に提出した。</p>	脚注参照 <sup>10</sup>

<sup>8</sup> 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案

<sup>9</sup> 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案

<sup>10</sup> 内閣総理大臣(内閣官房長官、情報通信技術(IT)政策担当大臣、経済再生担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国务大臣、内閣府特命担当大臣(地方創生)、国家公安委員会委員長)、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、復興大臣

## 4. コーポレート・ガバナンス

### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「大企業（TOPIX500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す【18】

⇒2019年度 TOPIX500：3.3% 米国 S&P500：5.7% 欧州 BE500：3.9%

### ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
実務指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場子会社のガバナンスの在り方を示し、企業に遵守を促す「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」を新たに策定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」（2019年6月28日策定）を経済産業省において策定した。</li> </ul>	経済産業大臣
東京証券取引所の対応等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」の実効性を高めるため、同指針の方向性に沿って、東京証券取引所の独立性基準の見直し等、上場子会社等の支配株主からの独立性を高めるための更なる措置等を講ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年2月、東京証券取引所において、上場子会社のガバナンスに関して、親会社・子会社による情報開示の充実及び独立役員の独立性基準の強化に係る規則改正を行い、上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備を進めた。</li> </ul>	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））

## 5. スマート公共サービス

### ①KPI の主な進捗状況

**《KPI》「2020年3月までに重点分野※の行政手続コストを20%以上削減する。」【19】**

(※「行政手続部会とりまとめ」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定)に示された9の重点分野。事項によっては2022年3月まで。ただし、「国税」、「地方税」については、大法人の電子申告利用率100%など、別途の数値目標を設定。)

**《KPI》「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る。」【20】**

⇒2019年10月公表時18位(前年比7位向上)

### ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築	<p>・厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをキャッシュレスで購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポート等に自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。</p> <p>あわせて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能</p>	<p>・2020年9月からのマイナポイントを活用した消費活性化策の実施に向け、2019年9月に立ち上げた官民タスクフォースでの検討を踏まえながら、準備を進めているところ。上記施策の実施に当たっては、マイキープラットフォームの基盤を活用し、民間のキャッシュレス決済サービスに利用できるマイナポイントの限度額管理等を行う仕組みとすることとしている。</p> <p>また、官民タスクフォースの下に設置したワーキンググループにおいて、官民共同利用型キャッシュレス決済基盤を活用した地域課題解決等のための施策</p>	内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度))、総務大臣、財務大臣

	<p>にするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。</p> <p>消費税率引上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げるなど、対策の進捗を踏まえて、具体的な在り方について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードの健康保険証利用を進めるため、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図り、2021年3月から本格運用する。これに、全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、2022年度中におおむね全ての医療機関等での導入を目指し、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。</li> </ul>	<p>の推進について検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年3月からのマイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の運用開始に向け、保険者、医療関係者等と協議しながら、システム構築の準備を進めているところ。また、全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、2022年度中におおむね全ての医療機関等での導入を目指し、医療情報化支援基金を活用して、医療機関等における読み取り端末、システム等の早期整備のため医療機関等に対して支援を行うこととしている。</li> </ul>	<p>内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度))、厚生労働大臣</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------

<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者ごとに被保険者の具体的なマイナンバーカード取得促進策を速やかに策定するとともに、国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年9月、デジタル・ガバメント閣僚会議において、保険者ごとに被保険者のマイナンバーカード取得促進策等を提示し、各保険者において様々なチャネルを用いて、事業主、加入者等へのカード取得等に向けた周知広報、取得申請の支援を行うとともに、アンケート調査等によるフォローアップを実施。また、国家公務員及び地方公務員等に対して、市区町村におけるカード交付事務の平準化の観点から2019年度中のマイナンバーカードの取得を勧奨。様々な会議等を通じて早期取得を呼びかけるなどの取組を実施。</li> </ul>	<p>内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度))、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、2022年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は市区町村ごとのマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を行うなど、マイナンバーカードの普及を強力に推進する。</li> <li>・マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年9月に市区町村に対してマイナンバーカードの交付円滑化計画の作成を要請し、同年12月までに全市区町村においてマイナンバーカードの交付円滑化計画を作成済。総務省において、随時、必要なフォローアップや支援を実施。</li> <li>・マイナンバーカードの利便性向上・利活用シ</li> </ul>	<p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度))、総務大臣</p> <p>内閣総理大臣(内閣府特</p>

	<p>更に推進するとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用を図る。</p>	<p>ーンの拡大については、「マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表」(令和元年12月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)を定め、これを基に更なる推進を図っている。</p>	<p>命担当大臣 (マイナンバー制度))、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣</p>
<p>個人・法人による手続の自動化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防接種や児童手当など、妊娠から就学前までの子育て関連手続をボタン一つで申請できるサービスにつき、来年度から一部の地方公共団体において開始し、2023年度からの全国展開を目指す。</li> <li>・ あわせて、年末調整手続に関して、来年度から、マイナポータルを活用したデータ連携により、必要書類の一括取得、各種申告書への入力・添付の自動化を開始する。</li> <li>・ 世界最高水準の起業環境を実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2019年10月から有識者、関係事業者、関係自治体及び関係省庁によって構成される「子育てノンストップ実務者会合」を開催し、具体的なサービスの実現に向けた検討を実施。2020年3月、同会合において、サービスの実現に向けたロードマップを策定した。</li> <li>・ 2020年分からの年末調整手続の電子化・控除証明書等の自動入力の実現に向けて、マイナポータルとの連携機能、控除申告書作成用ソフトウェアの開発とともに、各控除証明書等発行主体による控除証明書等の電子的発行が行われるよう取り組んでいるところ。</li> <li>・ 「法人設立ワンストップ</li> </ul>	<p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度)、内閣府特命担当大臣(少子化対策))、文部科学大臣、厚生労働大臣 内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度))、財務大臣 内閣総理大</p>

	<p>現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取り組状況を検証し、2021年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>－2020年1月目途で、登記後の手続のワンストップ化を開始するとともに、2021年2月目途で、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、設立登記における印鑑届出の任意化、一定の条件の下で全国での定款認証及び設立登記のオンライン同時申請を対象にした24時間以内に設立登記が完了する取組及び完全オンライン化による添付書類のペーパーレス化を開始する。この際、印鑑届出のオンライン化を検討する。</p> <p>－印鑑届出の任意化の実現に向けて、2019年度中の商業登記法（昭和38年法律第125号）改正に取り組むとともに、将来的な法人の商業登記電子証明書の取得・保持の一般化に向けた課題・方策を検討し、2019年度内に結論を得る。</p>	<p>「サービス」として、登記後の手続のワンストップ化について2020年1月からサービス提供を開始した。また、2020年3月からオンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理を開始した。引き続き、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化を2021年2月目途にサービス開始すべく、各関連システムとマイナポータルとの接続仕様の検討や、完全オンライン化・添付書類のペーパーレス化に向けた取組を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設立登記における印鑑届出の任意化の実現のため、2019年12月4日に商業登記法の改正<sup>11</sup>を行ったところ、2021年2月目途の施行に向けて準備を進めている。</li> <li>・商業登記電子証明書の利便性を向上させてその更なる普及促進を図るため、商業登記規則を改正するなどし、電子証明書の再発行請求制度の創設、電子証明</li> </ul>	<p>臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度）、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------

<sup>11</sup> 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）

		書による証明の請求等における印鑑カードの提示の不要化及び登記官の電子証明書の更新頻度の見直し等を実施した。	
行政機関におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年秋に運用開始が予定されているクラウドサービスの安全性評価制度との整合を図るため、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」(平成30年6月7日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の見直しを2019年度内に行い、情報システムの導入に当たっては、パブリック・クラウドサービスの利用を第一候補として検討する、各府省におけるクラウド・バイ・デフォルト原則を明確化、確立する。</li> <li>官民双方が一層安全・安心にクラウドサービスを採用し、継続的に利用していくため、クラウドサービスの安全性評価制度について、2020年秋の全政府機関等での利用開始に向け、2019年度中に実証を行いつつ、評価基準や制度を確立する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)において、関係省庁が政府情報システムを整備する際には、対象となる行政サービス・業務、取り扱う情報等を明確化した上で、メリット、整備の規模、費用等を基に、クラウドサービスの利用を原則として検討することとした。また、今後決定されるクラウドサービスの安全性評価制度を踏まえて、政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針の見直しを行う予定。</li> <li>2019年7月から、当該制度について検討を行う「クラウドサービスの安全性評価に関する検討会」を開催し、当該検討会に並行して、当該制度に関する実証を実施。実証の結果やパブリックコメントを踏まえ、2020年1月に当該検討会の取りまとめ</li> </ul>	<p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣)</p> <p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣)、総務大臣、経</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体によるパブリッククラウドの安全な活用を推進するため、業務に応じた技術的要件を整理し速やかに周知する。また、国のクラウド・バイ・デフォルト原則やクラウドサービスの安全性評価制度の検討結果も踏まえつつ、必要に応じ当該要件について内容の追加等を行う。</li> <li>・地方公共団体における業務の更なる効率化、システムやAI・RPAなどのICTの共同利用のため、住民記録システム</li> </ul>	<p>を公表。同月、第23回サイバーセキュリティ戦略本部において、①当該制度の基本的な枠組み、②各政府機関等における当該制度の利用の考え方、③当該制度の所管と運用体制について決定し、制度の大枠を確立した。関係省庁において、制度の詳細を設計しているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会」を実施し、2020年1月に、地方公共団体の内部環境からパブリッククラウドに接続するためのセキュリティ要件について、中間報告を取りまとめ、地方公共団体に通知した。今後、同検討会において、国のクラウドサービスの安全性評価制度の検討結果等も踏まえつつ、引き続き、安全にパブリッククラウドを利活用する方策の検討を行うこととしている。</li> <li>・自治体情報システムの標準化については、2019年8月に、自治体、事業者、国の三者が自</li> </ul>	<p>経済産業大臣</p> <p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣)、総務大臣</p> <p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣)</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

などの自治体情報システムの標準化及び業務プロセスの自治体間比較を通じた標準化モデルの構築を2019年度から進めるとともに、AIの標準化やRPA導入補助を強力に推進し、遅くとも2020年代に各行政分野において標準システムやAI・RPA等のサービスの全国的な提供、地方公共団体における全ての手続の原則電子化・ペーパーレス化を実現する。

- ・ベンチャーやNPO等が開発した有用な行政・市民向けデジタルサービスやアプリケーション

自治体の情報システムの標準化に向けた検討を行うため、「自治体システム等標準化検討会」を設置し、自治体システムの中核をなす住民記録システムの標準化に向けた検討を開始した。業務プロセスの標準化については、2019年度から開始した自治体行政スマートプロジェクトにおいて、自治体規模別の8つの検討グループが住民基本台帳業務、税務業務等における業務プロセスの標準モデルの構築に取り組んだ。また、2019年度に「革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業」により、自治体が共同で使えるクラウドAI開発実証を6自治体（3グループ）で実施するとともに、78自治体に対してRPA導入補助を実施した。さらに、地方自治体の手続オンライン化を進めるため、汎用的電子申請システムの整備について、2020年度から地方財政措置を講ずることとした。

- ・2019年度、自治体職員やITベンダーからの意見も積極的に取り入

臣)、総務大臣

経済産業大臣

	<p>ョン等を一か所に集約した「マーケットプレイス」について、2019年度から整備を開始し、2020年度以降、本格的な導入を進め、地方公共団体におけるベストプラクティスの効率的な横展開を可能にする。</p>	<p>れながら、全体デザイン、基本機能等の整理を行い、自治体アプリマーケットとして「Digital Service Square」のβ版を構築し、ユーザーテストを行った。</p>	
<p>学校の ICT 環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校、中学校、高等学校等における必要な ICT 環境について、目標の設定とロードマップ策定を本年度中に行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年 12 月 5 日閣議決定)において、「学校における高速大容量のネットワーク環境(校内 LAN)の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、2023 年度までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととし、事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずること」としており、その実現に向けたロードマップを示した。</li> </ul>	<p>総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣</p>
<p>世界で一番企業が活動しやすい国の実現</p>	<p>裁判手続の IT 化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・司法府による自律的判断を尊重しつつ、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議における検討を踏まえながら、民事訴訟に関する裁判手続等の全面 IT 化の実現を目指すこととし、以下の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020 年 2 月、知的財産高等裁判所及び高等裁判所所在地の地方裁判所本庁 8 庁において、ウェブ会議等の IT ツールを活用した争点整理の新たな運用が開始され、同年 5 月には横</li> </ul>	<p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全担</p>

を段階的に行う。

一現行法の下で、司法府には大規模庁をはじめとする全国の複数の裁判所でウェブ会議などの IT ツールを積極的に活用した争点整理の新たな運用を速やかに開始するとともに、2020 年度以降、新たな運用を行う裁判所を順次全国に拡大することを期待する。

一オンライン申立て、訴訟記録の電子化、手数料等の電子納付、ウェブ会議等を用いた関係者の出頭を要しない期日の実現等を目指し、2019 年度中に法制審議会に諮問を行い、2022 年中の民事訴訟法改正を視野に入れて取り組む。裁判手続等の IT 化により、特に IT に習熟しない者の裁判を受ける権利を害することがないように、司法府の協力を得つつ、総合的な対策を検討する。司法府には新たな制度の実現を目指した迅速な取組を期待し、行政府は必要な措置を講ずる。

浜、さいたま、千葉、京都及び神戸の各地方裁判所本庁に拡大される予定である。司法府において、2020 年度中には全国の地方裁判所本庁にも拡大することを目指し、その後も運用を行う庁を順次拡大する方向で検討が行われているところ。

・オンライン申立て、訴訟記録の電子化、手数料等の電子納付、ウェブ会議等を用いた関係者の出頭を要しない期日の実現等を目指し、2020 年 2 月 21 日に法制審議会に対して諮問を行った。引き続き、2022 年中の民事訴訟法の改正を視野に入れて取り組む。

当))、法務大臣、経済産業大臣

## 6. 次世代インフラ

### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2025 年度までに建設現場の生産性の 2 割向上を目指す。」【26】

《KPI》「国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2020 年頃までには 20%、2030 年までには 100%とする。」【27】

⇒2019 年： 厚生労働省 36%  
 農林水産省 27%  
 経済産業省 20%  
 国土交通省 35%  
 環境省 10%

《KPI》「2020 年までに、都市総合力ランキングにおいて、東京が 3 位以内に入る。」【28】

⇒2019 年： 3 位（2012 年： 4 位）

《KPI》「10 年間（2013 年度～2022 年度）で PPP/PFI の事業規模を 21 兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業については、7 兆円を目標とする。」【32】

⇒2013 年度～2018 年度の事業規模

- ・ PPP/PFI 事業：約 19.1 兆円
- ・ 公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業：約 8.8 兆円

### ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
インフラ維持管理業務の高度化・効率化	<p>・ 点検・維持補修等のデータを一元管理して地方公共団体のインフラ維持管理業務を高度化・効率化する ICT データベースの全国導入を加速する。</p> <p>あわせて、<sup>きょうりょう</sup>橋梁点検などの現場でドローンなどの新技術の実装を加速する。これらの取組に併せて、5 年間に限定して、地方公共団体が行う取</p>	<p>・ 地方公共団体が保有する維持管理情報に関するデータベースの導入に向け、モデル地方公共団体での試行を進めている。</p> <p>・ あわせて、インフラメンテナンス国民会議等の取組を通じて、新技術の導入促進を図っている。</p>	総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣

	<p>組に、地方財政措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加えて、BIM (Building Information Modeling) を、国・地方公共団体が発注する建築工事で率先して利用し、民間工事へ横展開させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官庁営繕事業において、設計及び施工段階での BIM の活用拡大を図った。また、BIM を活用する上で標準的に想定されるワークフロー等を整理した「建築分野における BIM の標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン 第1版」(令和2年3月 建築BIM 推進会議決定)について、関係者への周知・普及を行った。</li> </ul>	<p>法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣</p>
<p>PPP/PFI 手法の導入加速</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内での取組が具体化しつつある医療・健康、介護及び再犯防止の3分野を成果連動型民間委託契約方式の普及を進める重点分野として、2022年度までの具体的なアクションプランを本年度中に策定する。関係府省は、アクションプランに基づき重点3分野で成果連動型民間委託契約方式の普及を促進する。その成果は更に重点3分野以外へ横展開させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・健康、介護及び再犯防止の3分野を成果連動型民間委託契約方式の普及を進める重点分野として、2022年度までの関係府省庁の取組事項等を取りまとめた「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」(令和2年3月27日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定)に策定した。</li> </ul> <p>2020年度以降、策定したアクションプランを踏まえ、関係省庁においては、成果連動型民間委託契約方式の普及を促進し、その成果</p>	<p>内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(少子化対策))、法務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣</p>

		を更に重点3分野以外に横展開させていくこととしている。	
--	--	-----------------------------	--

## 7. 脱炭素社会の実現を目指して

### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年 4 月 1 日に電力システム改革の最終段階となる送配電部門の法的分離を実施する。」【39】

⇒2015 年 4 月 1 日に電力広域的運営推進機関を設立。2016 年 4 月 1 日に電力小売全面自由化を実施。

《KPI》「2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す。」【53】

⇒新車販売のうち次世代自動車の割合は 38.4% (2018 年度)

《KPI》「商用水素ステーションを 2020 年度までに 160 か所程度、2025 年度までに 320 か所程度整備する。」【34】

⇒117 か所が開所済み (2020 年 3 月末)

### ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
パリ協定に基づく長期戦略の策定及び SDGs と ESG 投資の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019 年中に、革新的環境イノベーション戦略を策定する。</li> <li>・2019 年秋には 20 か国のトップ研究機関のリーダーを日本に招いた国際会合 RD20 (Research and Development 20 for Clean Energy Technologies) を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020 年 1 月 21 日、統合イノベーション戦略推進会議において、「革新的環境イノベーション戦略」を策定した。</li> <li>・2019 年 10 月に G20 のトップ研究機関のリーダー達を日本に招いて、第 1 回となる RD20 を開催。また、RD20 の代表をはじめとする、世界の産業界、金融界、研究者のリーダーを集めた「グリーンイノベーション・サミット」を開催し、安倍内閣総理大臣出席の下、非連続なイノベーションを加</li> </ul>	内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣 (科学技術政策))、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣 文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣

・世界で膨らむ ESG 資金をイノベーションに繋げるべく、従来型の規制でなく情報開示・見える化を進めることでグリーンファイナンスを活性化する。

速化していく方策について意見交換を行った。

・「環境と成長の好循環」を実現するため、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) の考え方に基づく企業の気候関連情報の開示を推進しており、我が国の TCFD 賛同機関数は 250 を超え、世界最多となったところ。2019 年 10 月、世界の産業界や金融界のトップが一堂に会する世界初の「TCFD サミット」を開催し、民間主導で 2019 年 5 月に設立された TCFD コンソーシアムが策定した、投資家が企業の開示情報を評価する際の視点を解説する「グリーン投資の促進に向けた気候関係情報活用ガイドンス」を国内外に発信した。また、TCFD コンソーシアムにおいて、「気候関連財務情報開示に関するガイドンス」の改訂に向けた議論が進められている。加えて、2019 年度は 12 社に対して TCFD に対応したシナリオ分析の支援を行い、当該事業で得られた事例を踏まえ、2020 年 3 月に「TCFD

内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣 (金融))、経済産業大臣、環境大臣

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス環境整備と市場の創出を通じてイノベーションの成果を世界に普及させるべく、日本が主導して、ASEANにおいて各国が官民で協働していく枠組みの立ち上げを目指す。</li> </ul>	<p>を活用した経営戦略立案のススメ ～気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイド ver2.0～」を公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年9月、ASEANにおけるエネルギー転換と低炭素社会実現のための官民プラットフォームとして「CEFIA：Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN」を日本主導で立ち上げ、2019年11月に第一回 CEFIA 官民フォーラムをマニラで開催した。</li> </ul>	<p>経済産業大臣</p>
<p>再生可能エネルギーの大量導入と脱炭素化の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、最大限の導入に全力を挙げていく。その際、国民負担を抑制しつつ、最大限の導入を進めるため、コスト低減を進めるとともに、系統制約の克服、そのための電力ネットワークの改革を実施する。</li> </ul> <p>このため、脱炭素化の実現に向け、再生可能エネルギー分野で技術優位性等を持つ本邦企業を支援すべく、革新的な技術開発を進めるとともに、地域間連系線の増強を含め、再生可能エネルギーの導入を後押しするような形での電力ネットワークの強<sup>きょうじん</sup>靱化や、必要な供給力・調整力の</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーについては、国民負担を抑制しつつ、最大限の導入を進め、主力電源化していくことが政府の基本方針である。電源の特性に応じて、競争力のある電源への成長が見込まれる電源については電力市場への統合を図るべく新たな FIP (Feed in premium) 制度を導入し、地域で活用され得る電源については地域で活用されるための要件を設定した上で当面は引き続き FIT 制度により支援していく。</li> </ul> <p>コスト低減に向けて</p>	<p>経済産業大臣、国土交通大臣</p>

整備を含めた電力投資の確保に向けた仕組みを整える。

は、FIT 制度に基づき、国際水準を目指した中長期価格目標を設定し、その目標に向けたトップランナー方式による調達価格の設定、競争を通じてコスト低減を図る入札制度の活用を行っているところである。

系統制約解消に向けては、既存系統を最大活用すべく、一定の条件下で系統への電源の接続を認める仕組みを順次導入し、一定の効果が出ている。

また、今後の系統形成については、地域間連系線を増強するほか、再生可能エネルギーをはじめとする電源のポテンシャルを踏まえたプッシュ型のネットワーク整備を行っていく。

以上のような再生可能エネルギーの電源の特性に応じた支援、系統の整備を実現するために第 201 回国会に強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案を提出。

なお、脱炭素化の実現に向けた技術開発につ

	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー拡大のボトルネックとなっている調整力を補う意味で、蓄電池、水素など蓄エネ技術の高性能化、低コスト化を図るとともに、デジタル技術を活用した高度なエネルギーマネジメントを普及させ、電力ネットワークの次世代化も進めていく。</li> <li>原子力については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、原子力規制委員会によって世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、立地自治体等関係者の理解と協力を得つつ、原発の再稼働を進める。更なる安全性の向上や円滑な廃炉に対応するための技術・人材の維持に向けた取組を進める。</li> <li>2018年に創設された非化石価値取引市場についても、</li> </ul>	<p>いては、立地制約の克服に資する塗布型・超軽量型（ペロブスカイト系等）や洋上風力発電の開発等を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池や水素エネルギー活用の普及に向け、高性能化・低コスト化のための研究開発や技術実証、導入補助を実施している。また、電力ネットワークの次世代化に向け、需要家側のエネルギーリソースをIoT技術により遠隔で統合制御することで、電力需給バランスの調整を行う技術実証を行っている。</li> <li>これまでに9基の原発が再稼働済み。引き続き安全最優先で再稼働を進めていく。 また、2019年度予算により、原子力の安全性向上に資する技術開発に対する支援及び原子力の安全を確保するための人材育成を実施した。これらに加えて、2020年度予算において、原子力産業全体の強化のため、世界トップクラスの優れた技術を有するサプライヤーの支援を開始する。</li> <li>2019年度の非化石証書の取引量は約4.4億</li> </ul>	<p>文部科学大臣、経済産業大臣</p> <p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（原子力防災））、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣</p> <p>経済産業大臣</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------

	<p>FIT 終了後を見据えて、育成・活性化し、市場メカニズムを活用した非化石エネルギーの拡大につなげていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州でも急速なコストダウンが進む洋上風力発電については、その導入拡大に資する海域利用のルール適用を図る。</li> </ul> <p>・地熱発電などの低廉かつ安定</p>	<p>kWh であり、2018 年度の約 12.5 倍に拡大。また、2020 年 4 月以降の発電分より、非化石証書の対象を全ての非化石電源に拡大する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が洋上風力発電事業を実施可能な促進区域を指定し、公募を行って事業者を選定、当該区域の長期占用を可能とする制度として、2019 年 4 月に、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号）（以下「再エネ海域利用法」という。）を施行した。</li> </ul> <p>2019 年 7 月には、同年 6 月に策定した促進区域指定ガイドラインに基づき、4 域（「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」、「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」、「千葉県銚子市沖」、「長崎県五島市沖」）を有望な区域として整理、各区域において協議会を組織し、2019 年 12 月には、長崎県五島市沖を再エネ海域利用法に基づく初の促進区域として指定した。</p> <p>・2019 年 9 月から総合</p>	<p>内閣府特命担当大臣（海洋政策）、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣</p> <p>総務大臣、農</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------

的な電源や、バイオマスなど地域ごとの特色のある再生可能エネルギーを、地域と共生する形で導入を進め、競争力のある再生可能エネルギーを真に地産地消することなど分散型地域エネルギーシステムの社会実装を通じて、地域の活性化やレジリエンス強化につなげていく。

資源エネルギー調査会基本政策分科会再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会において、今後の FIT 制度見直しに向けた詳細設計や運用について検討し、2020年2月に中間取りまとめを行った。この取りまとめをもとに、需要地に近接して柔軟に設置できる電源（住宅用太陽光発電・小規模事業用太陽光発電等）や地域に賦存するエネルギー資源を活用できる電源（小規模地熱発電・小水力発電・バイオマス発電等）は、「地域活用電源」として、災害時のレジリエンス強化にも資するよう、需給一体型モデルの中で活用していくことが期待されるため、一定の要件（地域活用要件）を設定した上で、当面は現行の FIT 制度の基本的な枠組みを維持する。

また、需給一体型モデルの普及を推進するため、多様なプレイヤーが一堂に会し事例の共有や課題についての議論等を行う場として「分散型エネルギープラットフォーム」を開

林水産大臣、  
経済産業大臣、  
国土交通大臣、  
環境大臣

		<p>催。取りまとめでは、分散型エネルギーモデル普及に向けた施策について、必要に応じて適切な場において検討を続けるとともに、プレイヤーが共創する環境を醸成するための次なるステップについても検討を進めることとしている。</p>	
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

## 8. Society 5.0 実現に向けたイノベーション・エコシステムの構築

### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2025 年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を 3 倍増にすることを目指す。」【57】

⇒1,431 億円（2018 年度実績）

《KPI》「2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4 % 以上とする。」【55】

⇒3.56%（2018 年度実績）

### ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
産学官を通じたオープン・イノベーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学・研究開発法人等の研究成果の社会実装を促進するとともに、財源の多様化を一層進めるため、企業と大学・研究開発法人等による大型共同研究開発を効果的に行う仕組みについて、2019 年中に検討する。</li> <li>大企業・大学等による共同研究などのオープン・イノベーション推進のための技術研究組合の活用に向け、2019 年秋頃までに、技術研究組合を</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019 年 11 月 20 日、総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会制度課題ワーキンググループにおいて報告書を取りまとめた。本報告書に基づき、研究開発法人の出資先事業者において共同研究等が実施できる旨を明確化すべく、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の改正案を含む法案<sup>12</sup>を第 201 回国会に提出した。国立大学法人等については、政令改正での対応を予定している。</li> <li>関係者からのヒアリング等により抽出した技術研究組合の活用に向けた課題を踏まえ、2019 年 11 月 25 日の未来</li> </ul>	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、文部科学大臣、経済産業大臣、総務大臣</p> <p>経済産業大臣</p>

<sup>12</sup> 科学技術基本法等の一部を改正する法律案

活用して新会社設立を実現した事例や企業と大学の協働による成功事例等を収集するとともに、設立・活用に向けた要点をまとめたガイドンスを策定し、普及・広報する。

投資会議構造改革徹底推進会合において、技術研究組合の運用・制度改正の取組の方向性について議論。同年12月に取りまとめた中間報告を踏まえ、設立・運用手続の簡素化やガイドライン策定による明確化とともに、法制的な対応を検討中。加えて、本取組の一環として、「技術研究組合」の呼称「Collaborative Innovation Partnership (CIP)」を策定・公表し、普及活動を実施中。

## 9. Society 5.0 時代に向けた人材育成

### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「無線 LAN の普通教室への整備を 2020 年度までに 100%とする。」  
【76】

⇒2018 年度：45.6%

《KPI》「学習者用コンピュータを 2020 年度までに 3 クラスに 1 クラス分  
程度整備する。」【77】

⇒2018 年度：児童生徒 5.4 人に 1 台

《KPI》「第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数を 2020 年度  
までに 100 講座とする。」【73】

⇒2020 年 4 月：72 講座

### ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
大学等における人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学において、数理・データサイエンス・AI の初級レベルの標準カリキュラムと教材を 2019 年度中に開発し、全国の大学及び高等専門学校に展開するとともに、文理を問わず自らの専門分野への数理・データサイエンス・AI を応用する基礎力を習得させるため、応用基礎レベルの標準カリキュラム・教材の開発を 2020 年度までに行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>数理・データサイエンス・AI 教育の拠点コンソーシアムにおいて、「数理・データサイエンス・AI (リテラシーレベル) モデルカリキュラム」等を 2019 年度中に開発し、全国の大学及び高等専門学校に展開した。</li> </ul>	文部科学大臣
初等中等教育段階における人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての児童生徒に対して、最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育を実現するため、5 年以内のできるだけ早期に、全ての小学校・中学校・高等学校でデジタル技術が活用され、その効果が最大限発現されるよう包括的な措置を講ずる。小学校、中学校、高等学校等における必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年 12 月 5 日閣議決定)において、「学校における高速大容量のネットワーク環境(校内 LAN)の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、2023 年度までに、全学</li> </ul>	総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣

	<p>な ICT 環境について、最終的に児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境を実現するため、目標の設定とロードマップの策定を 2019 年度中に行う。</p>	<p>年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととし、事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずること」としており、その実現に向けたロードマップを示した。2019 年度補正予算においては、「GIGA スクール構想の実現」として、学校における一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備に必要な経費を計上した。また、学校に端末が配備される環境において、一人でも多くの児童・生徒が EdTech ソフトウェア・サービスに触れる機会を創出するため、2019 年度補正予算において「EdTech 導入補助金」を措置した。さらに、教育現場の課題解決に向けたローカル 5G の活用モデル構築事業により、5G の特性を活かした学びや教育指導の在り方を実証することとしている。</p>	
<p>産業界における人材育成・活用</p>	<p>・「未踏 IT 人材発掘・育成事業」において、高度な数学的才能を有する人材を発掘し、</p>	<p>・「未踏 IT 人材発掘・育成事業」における新たな仕組みについては、</p>	<p>経済産業大臣</p>

	AI 技術をはじめとする情報処理技術を革新する人材へと育成する新たな仕組みについて2019年度から検討を開始し、2020年度以降実施する。	2020年度の見直しを目指して、有識者へのヒアリング等を通じた当該取組の具体化を進めている。	
--	-----------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------	--

## II. 全世代型社会保障への改革

### 1. 70歳までの就業機会確保

#### ①KPIの主な進捗状況

《KPI》「2025年：65歳～69歳の就業率 51.6%」【96】

⇒2018年：48.4%

#### ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
70歳までの就業機会確保	<p>(多様な選択肢)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>65歳から70歳までの就業機会確保については、多様な選択肢を法制度上整え、当該企業としては、そのうちどのような選択肢を用意するか、労使で話し合う仕組み、また、当該個人にどの選択肢を適用するか、企業が当該個人と相談し、選択ができるような仕組みを検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高年齢者雇用安定法<sup>13</sup>について、現行の65歳までの雇用確保に係る義務に加え、新たな措置を設け、70歳までの就業機会確保を努力義務とすること等を盛り込んだ改正法案<sup>14</sup>を、第201回国会に提出し、2020年3月31日に成立した(2021年4月1日施行)。</li> <li>2019年財政検証結果を踏まえ、就労期間の延伸による年金の確保・充実のため、在職老齢年金制度の見直し、年金受給開始時期の選択肢の拡大等について全世代型社会保障検討会議等で議論を行い、2019年12月19日には「全世代型社会保障検討会議 中間報告」を取りまとめた。これを踏まえ、年金の受給開始時期を現行の60～70</li> </ul>	厚生労働大臣
	<p>(年金制度との関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在60歳から70歳まで自分で選択可能となっている年金受給開始の時期については、70歳以降も選択できるよう、その範囲を拡大する。加えて、在職老齢年金制度について、公平性に留意した上で、就労意欲を阻害しない観点から、将来的な制度の廃止も展望しつつ、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。</li> </ul>		厚生労働大臣

<sup>13</sup> 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)

<sup>14</sup> 雇用保険法等の一部を改正する法律案

(諸環境の整備)

- ・高齢者のモチベーションや納得性に配慮した、能力及び成果を重視する評価・報酬体系構築の支援、地方公共団体を中心とした就労促進の取組、キャリア形成支援・リカレント教育の推進、高齢者の安全・健康の確保など、高齢者が能力を発揮し、安心して活躍するための環境を整備する。

また、女性会員の拡充を含めたシルバー人材センターの機能強化など、中高年齢層の女性の就労支援を進める。

歳から 60～75 歳へ拡大し、60～64 歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度（低在老）の支給停止の基準額を、現行の 28 万円から 65 歳以上の在職老齢年金制度（高在老）と同じ 47 万円に引き上げる等の内容を盛り込んだ年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案を第 201 回国会に提出した。

- ・高齢者が能力を発揮し、安心して活躍できる環境を整備するため、65 歳超雇用推進助成金の充実や生涯現役促進地域連携事業を推進した。
- ・高齢期を見据えたキャリア形成支援のため、2020 年度からキャリア形成サポートセンターの整備や、中高年齢層向けの在職者訓練の推進、離職者訓練プログラムの開発・普及に取り組んでいる。
- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の周知を行うとともに、2020 年度から、高年齢労働者の安全と健康確保のた

厚生労働大臣

		<p>めの中小企業等の取組を補助金で支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・中高年齢層の女性の就労支援のため、女性会員の拡充を含めたシルバー人材センターの機能強化として、人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング等を推進するための取組を実施した。</li></ul>	
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

## 2. 中途採用・経験者採用の促進

### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年：転職入職率 9.0%」【98】

⇒2018年：8.2%

### ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
中途採用・経験者採用の促進等	<p>・人生100年時代を踏まえ、働く意欲がある労働者がその能力を十分に発揮できるよう、雇用制度改革を進めることが必要である。特に大企業に伝統的に残る新卒一括採用中心の採用制度の必要な見直しを図ると同時に、通年採用による中途採用・経験者採用の拡大を図る必要がある。</p> <p>このため、企業側においては、採用制度及び評価・報酬制度の見直しに取り組む必要がある。政府としては、個々の大企業に対し、中途採用・経験者採用比率の情報公開を求めるといった対応を図る。</p>	<p>・労働施策総合推進法<sup>15</sup>について、大企業に対し、中途採用・経験者採用比率の公表を求めると等を盛り込んだ改正法案<sup>16</sup>を、第201回国会に提出し、2020年3月31日に成立した(2021年4月1日施行)。</p> <p>・中途採用・経験者採用を積極的に進めている企業について、採用制度及び評価・報酬制度に係る好事例に関する動画を公表した。</p>	厚生労働大臣

<sup>15</sup> 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）

<sup>16</sup> 雇用保険法等の一部を改正する法律案

### 3. 多様で柔軟な働き方の拡大

#### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年：テレワーク導入企業を2012年度比で3倍」【102】

⇒2019年：20.2%（2012年：11.5%）

《KPI》「2020年：第1子出産前後の女性の継続就業率 55%」【108】

⇒2015年：53.1%

#### ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
多様で柔軟な働き方の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働の抑制や労働者の健康確保に留意しつつ、副業・兼業の普及促進を図る。ガイドライン及び改定した「モデル就業規則」の周知に努めるとともに、検討会における健康確保の充実と実効性のある労働時間管理の在り方についての検討を加速し、2019年中に結論を得る。その上で労働政策審議会において議論を開始し、可能な限り速やかに結論を得る。</li> <li>・副業・兼業の場合の労災補償の在り方について、現在、労働政策審議会での検討が進められているが、引き続き論点整理等を進め、可能な限り速やかに結論を得る。</li> <li>・契約条件の明示、契約内容の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレットの配布、セミナー等の開催を通じて、ガイドライン等を周知している。</li> <li>・労働時間管理・健康確保の在り方について、2019年8月に検討会において報告書を取りまとめ、労働政策審議会において議論を進めている。</li> <li>・労災補償の在り方については、2019年12月に労働政策審議会において「複数就業者に係る労災保険給付等について」を取りまとめ、2020年2月に改正法案<sup>17</sup>を、第201回国会に提出し、2020年3月31日に成立した（2021年4月1日施行）。</li> <li>・雇用類似の働き方に関</li> </ul>	厚生労働大臣

<sup>17</sup> 雇用保険法等の一部を改正する法律案

決定・変更・終了のルール  
の明確化、報酬額の適正化な  
ど、フリーランスなどの雇用  
関係によらない働き方におけ  
る諸課題について、法的保護  
の必要性も含めた中長期的な  
検討を進めるに当たり、「雇  
用類似の働き方に係る論点整  
理等に関する検討会」におい  
て、2019年の夏までに一定  
の取りまとめを行うとともに  
、特に優先すべき検討課題  
については、スピード感を持  
った検討を進める。

生産性を最大  
限に発揮でき  
る働き方に向  
けた支援

- ・2019年4月から大企業対  
して適用された罰則付きの時  
間外労働時間規制について、  
監督指導の徹底など、適切な  
施行に努める。あわせて  
2020年4月からの中小企業  
への適用、2024年4月から  
の建設業や医師等への適用に  
向けて、相談体制の充実や制  
度の周知徹底、適用猶予期間  
においても、必要な法整備を  
含め、時間外労働の削減や労  
働者の健康確保のための取組  
を行うよう働きかけや支援を  
行うなど、円滑な法の適用に  
向けた取組を行う。

する保護等の在り方に  
ついて、「雇用類似の働  
き方に係る論点整理等  
に関する検討会」にお  
いて検討を行い、2019  
年6月に中間整理を行  
ったところ。

引き続き、契約条件の  
明示、契約内容の決定・  
変更・終了のルール  
の明確化、報酬額の適正  
化など、中間整理にお  
いて、特に優先的に検  
討すべき課題とされた  
事項を中心に、検討を  
進めていく。

- ・大企業において時間外  
労働の上限規制に関し  
て法違反が認められ  
た場合は是正指導を行  
う等、適切な施行に努  
めている。
- ・2020年4月からの中  
小企業への適用や、2024  
年4月からの適用猶予  
業種への適用に向け  
ては、全国の労働基準  
監督署に設置されて  
いる労働時間相談・  
支援班や47都道府  
県に設置されている  
働き方改革推進支  
援センター等にお  
ける周知等に努め  
ている。
- ・建設業の働き方改革  
のため、新・担い手3  
法<sup>18</sup>が成立し、順次  
施行さ

厚生労働大臣

<sup>18</sup> 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）、建設業法及

れている。

- トラック運送業における働き方改革等のため、改正貨物自動車運送事業法<sup>19</sup>が施行され適切な運用を図るとともに、取引の適正化や働きやすい労働環境の実現を目指した「ホワイト物流」推進運動の展開など、働き方改革の実現に向けた政府行動計画を着実に実施している。また、2018年11月に策定されたガイドラインを、各都道府県で開催するセミナー等により周知している。
- 「医師の働き方改革の推進に関する検討会」において、医師の働き方に関する医事法制・医療政策における措置を要する事項等について、制度改正も含めた検討を進めている。また、医師の時間外労働削減のため、「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会」において、タスク・シフト/シェアの普及推進について制度的対

び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）

<sup>19</sup> 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成30年法律第96号）

<p>女性活躍の更なる拡大、ダイバーシティ経営の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性が出産後もキャリアを継続することができるよう、男性の育児・家事への参加を促し、育児・家事の負担が女性に偏っている現状の是正を図る。</li> </ul>	<p>応を含めた検討を進めている。これらに加え、医療機関の管理者の意識改革や適切な労務管理をはじめとするマネジメント改革、ICTの活用等による業務効率化等についても検討するとともに予算措置を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の育児参画を推進するため、育児・介護休業法<sup>20</sup>の周知徹底や履行確保とともに、イクメンプロジェクト等の男性が育児休業しやすい職場風土の醸成を企業に促すための取組を実施している。また、男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組んだ事業主に対して助成金を支給している。</li> </ul>	<p>厚生労働大臣</p>
--------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

<sup>20</sup> 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）

## 4. 疾病・介護の予防

### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2040 年までに健康寿命を男女とも 3 年以上延伸し、75 歳以上とすることを旨とする。」【113】

### ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
疾病予防の促進について	<p>(保険者努力支援制度 (国民健康保険))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>先進自治体のモデルの横展開を進めるために保険者の予防・健康インセンティブを高めることが必要であり、公的保険制度における疾病予防の位置付けを高めるため、保険者努力支援制度の抜本的な強化を図る。同時に、疾病予防に資する取組を評価し、(a) 生活習慣病の重症化予防や個人へのインセンティブ付与、歯科健診やがん検診等の受診率の向上等については、配点割合を高める、(b) 予防・健康づくりの成果に応じて配点割合を高め、優れた民間サービス等の導入を促進する、といった形で配分基準のメリハリを強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019 年 7 月に、2020 年度保険者努力支援制度の評価指標について、地方公共団体と協議の上、予防・健康づくりに関する評価指標 (特定健診・特定保健指導、糖尿病等の重症化予防、個人インセンティブの提供、歯科健診及びがん検診) について配点割合を引き上げ、メリハリを強化するとともに、重症化予防のアウトカム指標 (新規透析導入患者数) を導入する等の見直しを行った。</li> <li>また、2020 年度予算において、保険者努力支援制度を抜本的に強化し、新規に 500 億円 (事業費分 200 億円及び事業費連動分 300 億円) を計上し、り予防・健康づくりを強力に推進することとした。</li> </ul>	厚生労働大臣

	<p>(後期高齢者支援金の加減算制度 (企業健保組合))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者支援金の加減算の幅を 2017 年度の 0.23% から 2020 年度に両側に最大 10% まで引き上げることで、保険者 (企業健保組合) の予防・健康インセンティブを強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018 年度から、後期高齢者支援金加算の対象範囲及び加算率について段階的に引き上げを実施し、2020 年度支援金の加算率は最大 10% に設定。</li> </ul> <p>また、減算については、特定健診・保健指導の実施率に加え、がん検診・歯科健診等複数の指標で総合評価を実施し、達成状況に応じて減算率を 3 区分で設定。2020 年度支援金の減算率は最大 10% に設定。</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>介護予防の促進について</p>	<p>(介護インセンティブ交付金 (保険者機能強化推進交付金))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>先進自治体の介護予防モデルの横展開を進めるために保険者と都道府県のインセンティブを高めることが必要であり、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、介護インセンティブ交付金の抜本的な強化を図る。同時に、介護予防等に資する取組を評価し、(a) 介護予防について、運動など高齢者の心身の活性化につながる民間サービスも活用し、地域の高齢者が集まり交流する通いの場の拡大・充実、ポイントの活用といった点について、(b)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金 (200 億円) に加え、介護保険保険者努力支援交付金 (社会保障の充実分 200 億円) を創設し、新設の交付金については、介護予防・健康づくりの取組に有効に活用する観点から、介護予防・健康づくりに資する取組のみに活用できることとした。</li> </ul>	<p>厚生労働大臣</p>

	<p>高齢者就労・活躍促進について、高齢者の介護助手への参加人数、ボランティアや介護助手へのポイント付与といった点について、交付金の配分基準のメリハリを強化する。</p>	<p>また、2020年度の交付金の配分基準において、介護予防・健康づくりや、高齢者就労・活躍促進に資する取組について、重点的に評価を行うこととした。</p>	
エビデンスに基づく政策の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病・介護予防に資する取組を促進するに当たっては、エビデンスに基づく評価を取組に反映していくことが重要である。このため、データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を確認するため、エビデンスを確認・蓄積するための実証事業を行う。その際、統計学的な正確性を確保するため、国が実証事業の対象分野・実証手法等の基本的な方向性を定めるとともに、その結果を踏まえ、保険者等に対して適切な予防健康事業の実施を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省及び経済産業省は、データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を確認するための大規模実証事業を2020年夏頃から順次開始する。</li> <li>・実証の開始に向けて、統計学的な正確性を確保するため、統計学の有識者等との意見交換を実施した。</li> <li>・予防・健康づくりに関する大規模実証事業として、厚生労働省7.3億円（2020年度予算額）、経済産業省15億円の内数（2019年度補正予算額、2020年度予算額計）を予算に計上。</li> </ul>	厚生労働大臣、経済産業大臣
ナッジ理論の活用による個人の行動変容促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診等の結果や案内の通知が個人の行動変容につながり、受診率向上が図られるよう、ナッジ理論も活用しつつ、健診データを分かりやすく本人へ提供するため、全体・平均値との比較や将来予測などの情報の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナッジ理論を活用した「受診率向上施策ハンドブック（第2版）」等について様々な場面で周知をするとともに、保険者等の健診受診勧奨の取組を支援している。</li> <li>・また、特定健診については、2019年度に、全国を7ブロックに分</li> </ul>	厚生労働大臣

		<p>け、それぞれにおいて現場担当者等を交えた会議を開催し、受診勧奨等の本人への働きかけに係る先進・優良事例の横展開を図った。</p>	
<p>民間予防・健康サービスの促進について</p>	<p>(企業の健康経営・健康投資の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業健保組合の予防・健康づくりの取組を見える化する健康スコアリングレポートにより、企業健保組合と企業との協力を促進する。企業の健康投資額の見える化により、企業の健康経営が資本市場から適切に評価されるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年度から、健保組合等に対する健康スコアリングレポートの送付を開始(2019年度は9月に送付)。2021年度以降は、事業主単位のレポートを作成予定。</li> </ul> <p>企業の健康投資額の見える化については、2019年9月から「健康投資の見える化」検討委員会を開催し、健康投資やその効果の見える化に向けた検討を実施している。この検討に基づき、企業が健康経営を効果的に実施し、資本市場をはじめとした様々な市場と対話するための枠組みを示す「健康投資管理会計ガイドライン」を、を2020年6月に取りまとめた。当該ガイドラインを踏まえ、企業等の健康投資を更に促進するインセンティブ措置の導入を見据え、資本市場等で活用可能な健</p>	<p>総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣</p>

	<p>(ヘルスケアサービスの品質向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルスケアサービスの品質向上に向けたガイドラインを策定する。また、ヘルスケアデータの標準化を進める</li> </ul>	<p>康経営に係る情報開示のあり方等について、2020年度内を目途に取りまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2019年4月に「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を取りまとめ、ヘルスケア関連の業界団体等に業界自主ガイドライン等の策定を周知・促進し、自主的な品質向上の取組を支援している。</li> </ul> <p>健診情報等については厚生労働省において「国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会」を立ち上げ、取りまとめた「国民・患者視点に立ったPHRの検討における留意事項」に基づき、民間利活用作業班において、PHRとしての情報提供の在り方や民間事業者におけるPHRの利活用及び遵守すべきルール等について、関係省庁と連携して検討を進めているところ。</p>	<p>経済産業大臣</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

### Ⅲ. 人口減少下での地方施策の強化

#### 1. 地域のインフラ維持と競争政策

##### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%となることを目指す」【130】

⇒2018年：-0.03%（2017年：0.18%）

《KPI》「2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす」【131】

⇒2017年度：990,983社（2016年度：954,546社）

##### ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
地域のインフラ維持と競争政策	<p>・地域銀行及び乗合バス等の事業者は、地域における基盤的サービスを提供し、破綻すれば地域に甚大な影響を与える可能性が高い「地域基盤企業」とも言える存在であり、その維持は国民的課題である。</p> <p>他方、これら2分野の事業者は、現在、少子化、人口減少の中で、地域において、その経営が急速に悪化しており、インフラ機能維持のため、その経営力強化が喫緊の課題である中、その選択肢として、経営統合や共同経営の実施が見込まれる。</p> <p>このため、こうした地域基盤企業に限定して、経営統合等に関して、特例的な措置を講ずることにより、地域社会のコミュニティの維持を図るべきである。その際、経営統合等から生じる消費者・利用者への弊害を防止し、経営統合</p>	<p>・乗合バス事業者及び地域銀行が提供するサービスの維持を図るため、独占禁止法の特例を定める地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案を、第201回国会に提出した。</p>	内閣総理大臣（経済再生担当大臣）

等の果実を地域のインフラ維持や経済発展に活用するなどにより、独占禁止法の究極的な目的である「一般消費者の利益」の確保を達成することが不可欠であり、公正取引委員会及び主務官庁のいずれの知見も最大限活かされるよう、両者の緊密な連携を前提とするものとする。

第一に、乗合バスは地域の足であり、高齢者の住民のためにも、その維持が必要である。地方の不安な現状を訴える声は多い。典型的な例として、乗合バス等の事業者について、共同経営等を認め、街の中心部における頻度の高い便数の適正化を図れば、その収入を調整することにより、低需要の路線を維持することが可能となる。これは、地域住民の利便性向上につながる。地域において、関係者による協議会を設置することを前提にした、新たなスキームを実現する。

第二に、地域銀行は、それぞれの地域において、7割から8割の企業のメインバンクとして、地域経済を支えている。業績が悪化すれば、貸出金が減少するなど、悪影響が預金者や借り手に及び、地域における円滑な金融仲介に支障を及ぼすおそれがある。早期に地域銀行の事業の改善を図るため、経営統合により生

	<p>じる余力に応じて、地方におけるサービス維持への取組を行うことを前提に、シェアが高くなっても特例的に経営統合が認められるようにする。</p> <p>これらの目的のため、特例法を設けることとする。本施策については、10年間の時限措置とし、2020年の通常国会に特例法の法案提出を図る。</p>		
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

## 2. 地方への人材供給

### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%となることを目指す。」【130】〈再掲〉

《KPI》「2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす。」【131】〈再掲〉

### ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
地方への人材供給	<p>・日本全体の生産性を向上させるためにも、地域的にも業種的にもオールジャパンでの職業の選択がより柔軟になることが必要である。</p> <p>特に、疲弊が進む地方には、経営水準を高度化する専門・管理人材を確保する意義は大きい。一方、人生100年時代を迎える中で、大都市圏の人材を中心に、転職や兼業・副業の場、定年後の活躍の場を求める動きは今後更に活発化していく。これら2つのニーズは相互補完の関係にあり、これらを戦略的にマッチングしていくことが、今後の人材活躍や生産性向上の最重点課題の1つである。</p> <p>しかしながら、地方の中小・小規模事業者は、往々にしてどのような人材が不足しているか、どのような機能を果たして貰うべきかが明確化できておらず、適切な求人ができないか、獲得した人材を適切に処遇できていないのが</p>	<p>・プロフェッショナル人材事業において、45道府県(東京都・沖縄県を除く)に設置されたプロフェッショナル人材戦略拠点が、地域金融機関等と連携するなどし、地域企業に対し、新事業立ち上げ、新規販路開拓等の「攻めの経営」への転身を促し、その成長戦略を実現するプロフェッショナル人材のマッチングを支援している。また、都市部大企業とも連携し、出向・研修等を通じた人材還流を実施している。</p> <p>2016年1月の事業実施から2020年3月末時点で、相談件数43,867件、成約件数8,617件の実績。</p>	内閣総理大臣(まち・ひと・しごと創生担当大臣)

	<p>現状である。</p> <p>また、結果として地方での人材市場が未成熟なため、人材紹介事業者も、地方での事業展開は消極的で、地方への人材流動は限定的である。</p> <p>こうした現状に鑑み、①受け手である地域企業の経営戦略や人材要件の明確化を支援する機能の強化（地域金融機関の関与の促進等）、②大都市圏の人材とのマッチング機能の抜本的強化、③大都市圏から地方への人材供給の促進を促す仕組みを構築し、大都市圏から地方への専門・管理人材の流れを一気に加速させていくこと、に重点的、集中的に取り組む。</p>		
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

### 3. 人口急減地域の活性化

#### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%となることを目指す。」【130】 <再掲>

《KPI》「2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす。」【131】 <再掲>

#### ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
人口急減地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口急減地域においては、農林水産業、商工業などの地域産業の担い手不足が深刻化し、地域社会・経済の維持に困難が生じていることから、地域づくりを行う人材の確保とその活躍の推進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）が第200回国会において成立し、2020年6月から施行されることとなった。これに向け、2020年度予算において、同法に基づいて地域内の事業者には人材を派遣する事業協同組合を支援する特定地域づくり事業推進交付金を計上するとともに、施行規則<sup>21</sup>の公布や、地方ブロック別説明会を実施した。</li> </ul>	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））、総務大臣

<sup>21</sup> 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則（令和2年総務省令第11号）

## 4. 観光・スポーツ・文化芸術

### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とすることを目指す。」【146】

⇒2019 年：3,188 万人（2012 年：836 万人）

《KPI》「訪日外国人旅行消費額を 2020 年に 8 兆円、2030 年に 15 兆円とすることを目指す。」【147】

⇒2019 年：4 兆 8,135 億円（2012 年：1 兆 846 億円）

《KPI》「スポーツ市場規模を 2020 年までに 10 兆円、2025 年までに 15 兆円に拡大することを目指す。」【153】

⇒2017 年：8.4 兆円（スポーツ GDP 暫定推計値）

《KPI》「2025 年までに、文化 GDP を 18 兆円（GDP 比 3 %程度）に拡大することを目指す。」【156】

⇒2016 年：8.9 兆円（2015 年：8.8 兆円）

### ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
観光立国の実現	・観光は、地方創生への切り札、成長戦略の柱であり、引き続き、観光先進国の実現に向けた取組を進める。	<p>・「観光ビジョン実現プログラム 2019」（令和元年 6 月観光立国推進閣僚会議決定）に基づき、観光先進国の実現に向けた取組を進めた。</p> <p>具体的には、受入環境整備として、多言語対応、無料 Wi-Fi 整備、キャッシュレス対応等を推進した。</p> <p>また、地域の新しいコンテンツの開発として、国際競争力の高いスノーリゾートの形成、美術館・博物館の文化観光資源としての活用、国立公園におけ</p>	全閣僚

		<p>る体験型コンテンツの充実等を推進した。</p> <p>このほか、日本政府観光局と地域の適切な役割分担や連携強化として、地域の役割が受入環境整備等の着地整備であることを明確化した。また、日本政府観光局において、地域の魅力を効果的に発信できるよう、プロモーションの高度化及び各地域へのコンサルティング業務の強化等を推進した。</p>	
<p>スポーツ産業の未来開拓</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央競技団体等のガバナンス確保と収益力向上を両輪とする経営改革を促すため、スポーツ団体ガバナンスコードを策定し、2019年度中にその実施の仕組みを構築する。また、普及・マーケティング戦略策定に係る手引きを2019年度中に策定するとともに、先進モデル形成を行う。さらに、中央競技団体等に財政基盤の確保を含む経営改革を促すための新たな支援の在り方について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央競技団体及びその他の一般スポーツ団体向けのスポーツ団体ガバナンスコードをそれぞれ策定した（それぞれ2019年6月10日、8月27日）。中央競技団体については、2020年度から、その遵守状況について、各団体が自己説明・公表を行うとともに、統括団体が4年ごとの適合性審査を実施することとしている。</li> <li>・普及・マーケティング戦略策定に係る手引きを2020年3月に策定するとともに、先進モデル形成として2団体を支援した。</li> <li>・中央競技団体等に財政</li> </ul>	<p>文部科学大臣</p>

		<p>基盤の確保を含む経営改革を促すための新たな支援の在り方について検討を行い、2020年度から中央競技団体による、優れた普及・マーケティングに係る取組を支援するための予算措置を講じた。</p>	
<p>文化芸術資源を活用した経済活性化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京国立博物館について世界トップレベルの博物館とする「トーハク新時代プラン」を着実に実行し、その成果等を他の博物館に横展開する。また、地方の美術館・博物館等において、国等有する地方ゆかりの名品を展示するなど地方の特色ある取組を促進するとともに、文化インバウンド創出に向けた新たな枠組みの検討等を進める。さらに、国際博物館会議（ICOM:International Council of Museums）京都大会2019のレガシーを地域の博物館の機能強化に活かすとともに、コレクションの充実や見える化、学芸員の資質向上等に取り組むなど文化施設を拠点とした文化ストック徹底活用による好循環の創出を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京国立博物館において、外国人観光客にも分かりやすくなるよう多言語化等の推進を図るとともに、国立博物館4館では、こうした観覧環境等の向上を図るため、常設展の値上げ（2020年4月～）を決定した。</li> <li>・地域における文化観光を推進するため、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案を、第201回国会に提出した。</li> <li>・博物館の機能強化について、2019年11月に「文化審議会博物館部会」を新設し、「国際博物館会議（ICOM）京都大会2019」における議論も踏まえた博物館政策に関する継続的な議論を進めている。</li> <li>・文化施設を拠点とした文化ストック徹底活用による好循環の創出に</li> </ul>	<p>文部科学大臣</p>

		ついて、「文産官連携会議」等において、芸術界や産業界と意見交換を進めている。	
--	--	----------------------------------------	--

## 5. 国家戦略特区

### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国 3 位以内に入る」【20】 <再掲>

⇒2019 年 10 月公表時 18 位（前年比 7 位向上）

《KPI》「2020 年までに、都市総合力ランキングにおいて、東京が 3 位以内に入る」【28】 <再掲>

⇒2019 年： 3 位（2012 年： 4 位）

### ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
国家戦略特区	<ul style="list-style-type: none"> <li>健全な競争環境を作る観点から、国家戦略特区制度を基礎に、AI やビッグデータ等を活用し、世界に先駆けて、未来の生活を先行実現する「丸ごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の実現に向け、住民等の合意を踏まえ域内独自で複数の規制改革を同時かつ一体的に進めることのできる法制度の早期実現を図るとともに、Society5.0 に向けた技術的基盤を早急に整備する。</li> <li>加えて、近未来技術の実証実験の迅速化・円滑化を図るた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「スーパーシティ」構想については、国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業を核とし、住民合意を背景に、先端的事業を実施するための迅速・一体的な規制改革を図るための国家戦略特別区域法の改正案<sup>22</sup>について、第 201 回国会に提出した。</li> <li>また、同構想の実現に向け、選定都市における分野横断的なデータ連携基盤の構築に向けた調査・検討や、データを活用した先端的な事業計画の作成支援及び協議会開催等の運営支援等について 2020 年度予算に盛り込んだ。</li> <li>地域限定型の規制のサンドボックス制度につ</li> </ul>	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））</p> <p>内閣総理大臣（内閣府特</p>

<sup>22</sup> 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案

	<p>め、地域限定型の規制のサンドボックス制度の創設に取り組む。</p>	<p>いては、同制度を創設するための国家戦略特別区域法の改正案<sup>23</sup>について、第201回国会に提出した。</p>	<p>命担当大臣 (地方創生)</p>
--	--------------------------------------	--------------------------------------------------------------------	-------------------------

<sup>23</sup> 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案

## 6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上

### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0% となることを目指す。」【130】 <再掲>

⇒2018 年：-0.03%（2017 年：0.18%）

《KPI》「2020 年までの 3 年間で全中小企業・小規模事業者の約 3 割に当たる約 100 万社の IT ツール導入促進を目指す。」【132】

⇒132,139 社（2020 年 2 月現在）

《KPI》「2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす。」【131】 <再掲>

⇒2017 年度：990,983 社（2016 年度：954,546 社）

《KPI》「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す。」【133】

⇒2018 年度：開業率 4.4%（2017 年度：5.6%）、廃業率 3.5%（2017 年度：3.5%）

《KPI》「中小企業の海外子会社保有率を 2023 年までに、2015 年比で 1.5 倍にする。」【134】

⇒2017 年：1.09 倍（2016 年：1.03 倍）

### ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
デジタル実装支援	・デジタル化による生産性向上の取組が普遍的に広がるよう、ものづくり補助金や IT 導入補助金等による支援を引き続き推進するとともに、創業時等におけるクラウド会計をはじめとするデジタル化の普及促進やクラウド・ファンディングなどのデジタルツールの活用を採択時の加点要素とする補助金の範囲の拡大を検討する。	・「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」では、平成 30 年度補正予算事業で 9,531 件、令和元年度補正予算事業（1 次締切）で 1,429 件（2020 年 3 月時点）採択し、支援してきた。また、「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」（平成 30 年度補正予算事業）により 7,386	経済産業大臣

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、個社単位のデジタル化のみならず、データレンディング、補助金交付決定の電子記録債権化によるつなぎ融資サービス、EDI 関連サービス、支援機関によるデジタル化促進などの普及支援策を検討する。</li> </ul>	<p>件、令和元年度補正予算事業（1 次締切）で 2,464 件（2020 年 3 月時点）採択し、支援した。</p> <p>また、デジタルツールの活用を採択時の加点要素とする補助金について、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」に加え、「小規模事業者持続化補助金」においても加点対象とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引データを活用した短期・小口融資等のデータレンディングに係る信用保証制度の運用手法に関し、手続簡素化の可能性について制度関係者間の検討において一定の結論を得た。</li> <li>・補助金交付決定の電子記録債権化によるつなぎ融資サービスの取扱金融機関を 10 機関（その他 51 機関が提携検討中）まで拡大するとともに対象補助金も拡充の予定。</li> <li>・下請中小企業の生産性の向上を目的に、下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）に基づく「振興基準」を 2020 年 1 月に改正し、</li> </ul>	<p>経済産業大臣</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

		<p>親事業者が下請事業者の取組を先導して、中小企業共通 EDI 等による電子受発注、電子的な決済等の推進をすることなどを同基準に新たに規定した。</p> <p>また、EDI 関連サービスを導入する取組の支援方策としてものづくり補助金の事業類型に、新たに「サプライチェーン効率化型」を追加した。</p> <p>・経営課題に対応した IT ツールの情報基盤として IT プラットフォーム「ここからアプリ」を整備した（2020 年 3 月時点で 142 のツールを掲載）。</p>	
経営資源引継ぎの促進	<p>・事業承継を契機に行う新事業展開を促進するため、現行の事業承継補助金について、第二創業・ベンチャー型事業承継への支援の拡充・重点化を行う。また、事業引継ぎ支援データベースや後継者人材バンクを抜本拡充するなど、経営資源引継ぎ型の創業や第三者承継等を後押しするための取組を進める。</p>	<p>・「事業引継ぎ支援データベース」を 2019 年 9 月から民間金融機関等にも開放し、登録案件数を増加させた（2020 年 1 月時点で、約 4,400 件の案件を登録。）。</p> <p>・「後継者人材バンク」を 2020 年度末を目途に全国 48 か所の事業引継ぎ支援センターに拡大する。</p>	経済産業大臣
経営者保証	<p>・経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、原則として新旧経営者からの二重徴求を行わないことを明記した</p>	<p>・原則として新旧経営者からの二重徴求を行わないことを明記した「経営者保証に関する</p>	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、財

	<p>「経営者保証に関するガイドライン」の特則を年内を目途に策定する。また、中小企業等が経営者保証を不要とするための要件の充足をできるよう、専門家の確認・支援を受けられることができる体制を整備する。さらに、事業承継時に後継者の経営者保証を不要とする新たな信用保証メニューを創設するとともに、保証料負担を最大ゼロまで軽減する政策を推進する。加えて、商工中金が原則無保証化するなど、政府系金融機関・信用保証協会の取組を一層促すとともに、これらの施策を通じて民間金融機関による経営者保証に依存しない融資についても一層進めていく。</p>	<p>ガイドライン」の特則を2019年12月24日に策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業承継時の経営者保証解除に向けた専門家による支援事業を2020年4月より実施する。</li> <li>・事業承継時に一定の要件の下で経営者保証を不要とする新たな信用保証メニューを創設し、2020年4月より運用を始める。また、専門家による確認を受けた場合には保証料負担を最大ゼロまで軽減する。</li> <li>・商工中金の原則無保証化について、2020年1月から開始した。</li> </ul>	<p>務大臣、経済産業大臣</p>
<p>産業ごとのきめ細かな取引関係の適正化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親事業者からのコスト低下圧力が原因となって、下請事業者となっている中小企業が賃金や設備投資の水準を上げられない可能性もあることから、利益や付加価値の状況、労働や資本への分配状況等を、産業・業種、企業規模ごとの分析等を行った上で、親事業者と下請事業者との格差が特に大きい産業等を中心に、下請Gメンによる下請事業者の実態把握等も含めて調査を重点的に行うなど、個別の産業に応じた取引関係の課題を明らかにし、競争法制や中小企業法制等をフル活用して、きめ細かな改善を図って</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「価値創造企業に関する賢人会議」を開催し、産業・業種、企業規模ごとの分析等を行うことで中小企業の価格転嫁などの課題を明らかにし、2019年2月に取りまとめた中間報告において、企業間連携の促進などによる共存共栄モデルの浸透や、個別取引の適正化を一層進めるべきであるとの方向性を確認した。</li> <li>・また、今年度、下請Gメンが下請中小企業4,566社（2020年3月末時点）を訪問し、ヒア</li> </ul>	<p>内閣総理大臣（公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、国家公安委員会委員長）、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣</p>

	<p>いく。</p> <p>これにより、サプライチェーン全体の中で、大企業と中小企業がコストアップを公正に負担し合ったり、大企業が中小企業のデジタル技術実装に協力したりすることで、中小企業の生産性向上を後押しし、経済全体の付加価値を高める、共存共栄の関係を構築する。</p>	<p>リングを実施した。</p> <p>・(再掲) 下請中小企業の実生産性の向上を目的に、下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）に基づく「振興基準」を 2020 年 1 月に改正し、親事業者が下請事業者の取組を先導して、中小企業共通 EDI 等による電子受発注、電子的な決済等の推進をすることなどを同基準に新たに規定した。また、EDI 関連サービスを導入する取組の支援方策としてものづくり補助金の事業類型に、新たに「サプライチェーン効率化型」を追加した。</p>	
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

## 7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2025 年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を  
実践」【143】

※進捗把握は、農林業センサス等を行う予定

《KPI》「2019 年に農林水産物・食品の輸出額 1 兆円を達成する。」(2012  
年：4,497 億円)【136】

⇒2019 年：9,121 億円

《KPI》「2028 年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を  
倍増させる。」(2015 年：2,500 億円)【145】

⇒2018 年：3,200 億円

### ②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
農業改革の加速	・2022 年度までに、様々な現場で導入可能なスマート農業技術が開発され、農業者のスマート農業に関する相談体制が整うなど、スマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、「農業新技術の現場実装推進プログラム」(令和元年6月7日農林水産業・地域の活力創造本部了承)にも即し、研究開発、実証・普及及び環境整備の取組を一体的に進める。	・スマート農業の本格的な現場実装に向け、野菜・果樹用の収穫ロボットの開発などの研究開発、全国 69 地区での生産から出荷までの一貫した体系としての実証などの実証・普及及び「自動走行農機等に対応した農地整備の手引き」の作成などの環境整備の取組を一体的に進めた。	農林水産大臣
輸出の促進	・海外の食品安全等の規制に対して、輸出先国の基準に適合した施設の認定の加速化を含めた国内対応の充実や、規制の撤廃・緩和に向けた交渉の政府一体的な実施を図るため、法制度化を含め検討し、体制を強化する。	・海外の食品安全等の規制に対する体制の強化に向けた検討を行い、農林水産大臣が本部長を務める「農林水産物・食品輸出本部」の設置、輸出先国との協議や輸出円滑化のための環境	農林水産大臣

		<p>整備等に関する基本方針の策定、輸出証明書発行や施設認定等の輸出を円滑化するための措置、輸出に取り組む事業者に対する支援等を内容とする農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案を第200回国会に提出し、同法は2019年11月20日に成立した（2020年4月1日施行）。</p>	
林業改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林組合について、製材工場等の大規模化等に対応し、組合間の連携手法の多様化に向けた検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林組合について、製材工場等の大規模化に対応するとともに、輸出の拡大に寄与するため、販売体制の強化に向けた検討を行い、事業譲渡、吸収分割及び新設分割の導入による組合間の連携手法の多様化等を内容とする森林組合法の一部を改正する法律案を第201回国会に提出した。</li> </ul>	農林水産大臣

### 三. KPI レビューの実施

「実行計画」により、157のKPIが設定されているが、これらの各KPIについて、その進捗状況等を踏まえて、A、B、Nの3種類に区分した。目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、KPIの目標達成に向けて進捗しているものをA、AほどKPIが進捗していないものをB、今後、データが得られるため、現時点で評価困難なもの（今後、データが得られ次第評価を行う。）をNとした。今般の157の各KPIの進捗状況については、A区分63、B区分74、N区分20となっている（別添参照）。これらの進捗状況を踏まえ、「令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」を改訂（令和2年7月〇日閣議決定）し、革新的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策への取り組みを強化する。